

2 教義第 183 号
令和 2 年（2020 年）5 月 27 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

県立学校再開ガイドラインについて（通知）

県立学校再開ガイドラインを、別添のとおり定めましたので御承知いただくとともに、貴教育委員会におかれましても、参考に御対応いただくようお願いします。

また、「文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』への本県の対応について」において、本県の感染状況及び県立学校再開ガイドラインの考え方を整理しましたので、参考としてください。

長野県教育委員会事務局 義務教育課 管理係
（課長）桂本和弘 （担当）三ツ井邦仁、早川孝一
電 話 026-235-7426（直通）
026-232-0111（代表）内線 4338
F A X 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

2教高第 185 号
2教特第 109 号
2教学第 160 号
2教心第 58 号
2教保第 77 号
2教ス第 64 号
令和 2 年（2020 年）5 月 27 日

県立学校長 様

教 育 長

県立学校再開ガイドラインについて（通知）

県立学校における教育活動については、授業を行わない登校日を設定した分散登校（5 月 16 日～22 日）、授業日を設定した分散登校（5 月 23 日～31 日）と段階的に再開してきたところですが、6 月 1 日以降の対応について、本日、県立学校再開ガイドラインを別添のとおり定めました。

つきましては、今後の学校運営に遺漏のないようお願いいたします。

また、別添「文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」への本県の対応について」において、本県の感染状況及び県立学校再開ガイドラインの考え方を整理しましたので、ご留意願います。

高校教育課管理係 （課長）井村敏明（担当）服部靖之 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）坪井俊文（担当）浦野憲一郎 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係 （課長）曾根原好彦（担当）北澤 潔、小池徳男 電話 026-235-7435（直通）内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	心の支援課生徒指導係 （課長）松村 明（担当）持田貴康 電話 026-235-7436（直通）内線 4415 FAX 026-235-7484 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英（担当）小林秀樹 電話 026-235-7448（直通）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

県立学校再開ガイドライン

令和2年5月27日
長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、授業を行わない登校日を設定した分散登校（5月16日～22日）、授業日を設定した分散登校（5月23日～31日）と段階的に再開してきたところであるが、本県の感染状況等を踏まえて、6月1日からは次の段階に移行する。

次の段階においては、分散登校から通常登校に切り替えた上で、次の二点を最重要項目として取り組む。

- 引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- 子どもたちの学びを最大限保障する。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドラインを踏まえて教育活動を進めるものとする。その際、児童生徒及び保護者等に各校の取組を丁寧に説明し理解を得ること。

なお、本ガイドラインに係る細目については、別途通知するので留意すること。
また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用
- ⑤ 「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
（空調使用時も換気が必要）

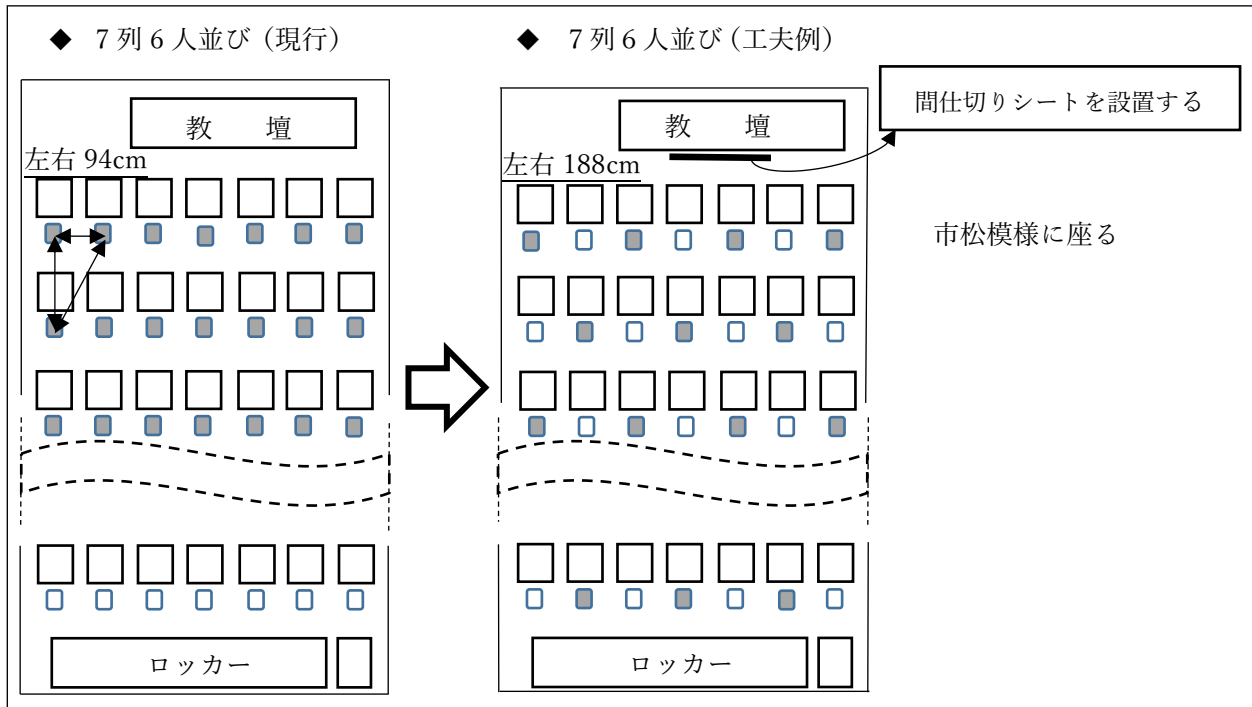
・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

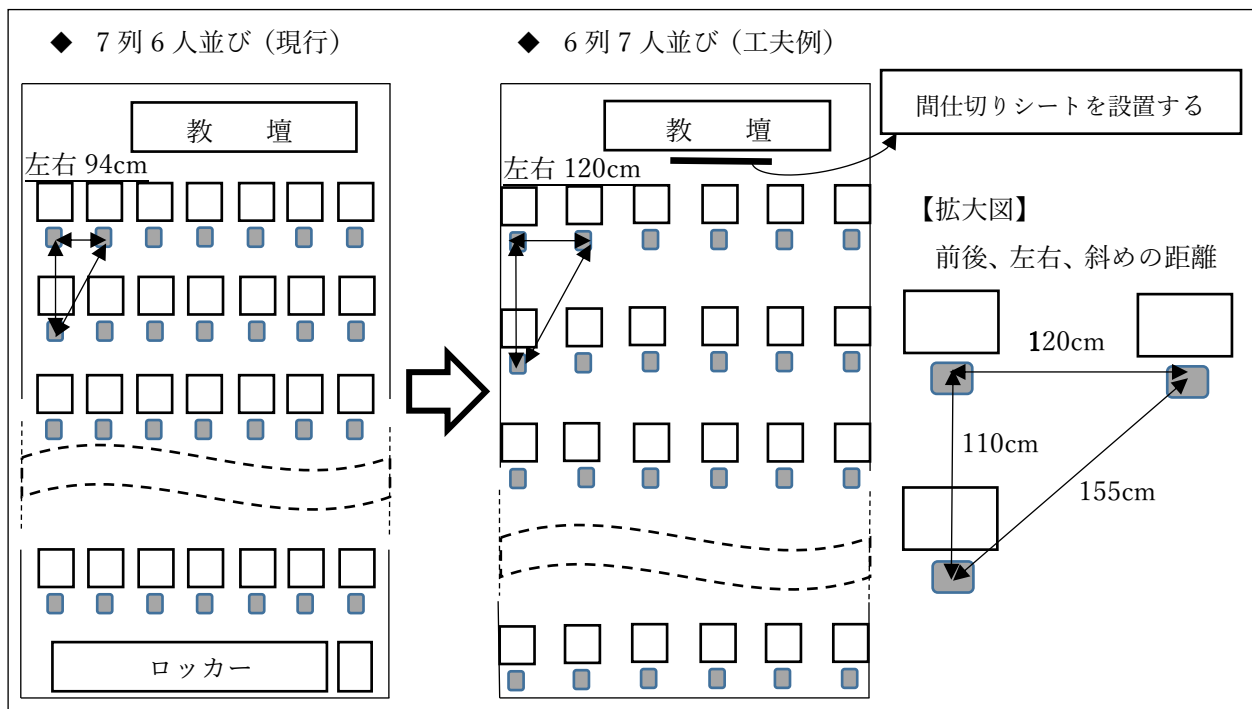
（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

(配置のイメージ1) 選択講座等学習集団が比較的少人数の場合



(配置のイメージ2) 学習集団がホームルーム単位 (40名程度) の場合



(2) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 公共交通機関が混雑する時間帯を避けた始業時間の設定
- ③ 同一地域に複数の学校がある場合 (長野市、上田市、諏訪市、伊那市、飯田市、松本市等を含む通学区域)、通学時間帯をずらすため学校間で始業時間を調整
- ④ 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染リスクが高い学習活動については、必要な感染症対策を講ずるものとする。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習

3 「学びの保障」のための教育活動について

(1) 現状

本年度の一斉休業により、25～26日程度の登校日が休業日（このうち行事やテスト等を除いた授業日は21～26日程度）となった。この間、県立学校においては家庭における学習支援を最大限行い、児童生徒の「学びの保障」に努めてきた。児童生徒は、配付された課題・教材や配信された授業動画、同時双方向型システムを用いて、家庭で学習を行ってきた。

(2) 今後の基本的方針

- ① 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法について、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- ② 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させる。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

(3) 具体的な対応について

- ① 今後必要となる授業時数を算出した上で、年間指導計画を再編成し、授業を行う。
 - ア 今後必要となる授業時数の算出
学習指導要領の内容を指導するために、教材等の工夫や家庭学習との組合せなどによる効果的な学習を考え、必要な授業時数を算出する。

イ 年間指導計画の再編成

不足した授業日数を単に回復するという観点ではなく、基本的方針に基づき、特に以下の点を検討し、年間の指導計画を再編成する。

- ・ 時間割編成の工夫
- ・ 学校行事の精選
- ・ 長期休業期間の短縮
- ・ 土曜日に授業を行う など

※ 再編成に向けた留意点

- ・ 学校行事の精選については、それぞれの行事の意義や必要性等に十分配慮する。
- ・ 夏季休業については、最低でも2週間程度の日数を確保する。
- ・ 長期休業の短縮や土曜日に授業を行う場合には、児童生徒や教職員の負担に十分配慮する。

- ② 遠隔学習については、児童生徒の実態等に応じ、紙の教材配付やメール等を利用した課題配信、授業動画の配信、Web 会議システムを活用した同時双方向型オンライン授業等の遠隔学習を行う。なお、家庭にインターネット環境が無い場合には、学校の端末やモバイルルーターを貸し出す。

4 学校行事等の実施について

- (1) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮し、感染の防止に努める。
- (2) 感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について

部活動については、以下のとおり段階的に再開する。

- (1) 再開当初は、児童生徒の心身の状況を十分に踏まえて慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 当面の間、児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。また、当面の間、宿泊を伴う活動については行わない。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。
 - ・ 共用を避けることが難しい用具等を使用する場合は、こまめに消毒等をする。
 - ・ 活動場所については、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。
 - ・ 部室、更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) チェック票を活用した児童生徒への支援
 - ① すべての児童生徒を対象にチェック票により心身の状況を把握し、その上で個別面談等による相談支援を実施
 - ② 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施
- (2) 相談窓口の周知
LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」（6月1日から開始予定）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。
- (3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
 - ・人権教育の推進
 - ・指導資料を活用した啓発（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」）

7 特別支援学校における配慮について

- (1) 特別支援学校については、各学校により児童生徒の状況が異なることから、6月1日以降、順次通常登校に切り替える。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化リスクの高い児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認などした上で、個別に登校の判断をする。
- (3) スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。
 - ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
 - ② 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
 - ③ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること

県立学校再開ガイドラインに係る細目について

- 1 基本的な感染症対策の徹底について・・・別紙 1
- 2 各教科等の指導における感染症対策について・・・別紙 2
- 3 学校行事等の実施について・・・別紙 3
- 4 部活動について・・・別紙 4
- 5 児童生徒の心のケア等について・・・別紙 5
- 6 特別支援学校における配慮について・・・別紙 6

別紙1 基本的な感染症対策の徹底について

1 保健管理等について

(1) 感染症対策について（児童生徒・教職員）

①基本的な感染症対策の実施

1) 「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

- ・ 必ず自宅で検温（朝晩）する。
- ・ 発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。
- ・ 家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼し、家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。

（別紙：健康チェックカード使用）

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- ・ 登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。）
- ・ 登校後に体調が悪くなった児童生徒※₁については、保護者に連絡して速やかに下校させるなど対応する。

※₁ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、（頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など）

2) 「感染経路を絶つこと」

○ 学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ 石けん等による手洗い（約30秒）（以下「手洗い」とする。）を励行する。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ こまめな水分補給を行うなどの工夫（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効）

○ 校内の保健管理体制を整える

- ・ 学校医及び学校薬剤師等と連携した環境衛生
- ・ 手袋やマスクを着用して多数の者が触れる場所の消毒を実施（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用）（教職員等が実施）
 - a. 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ゴミ箱など）
 - b. トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレトーパーホルダー、手洗い場など）
 - c. 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）
 - d. 配膳室等給食で使用する部屋のドア取手、収納庫等

- e. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養するごとに消毒
- f. 清掃用具
- ・ 蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置し、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。
- ・ 清掃を児童生徒が行う場合は、特に、換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

3) 「抵抗力を高めること」

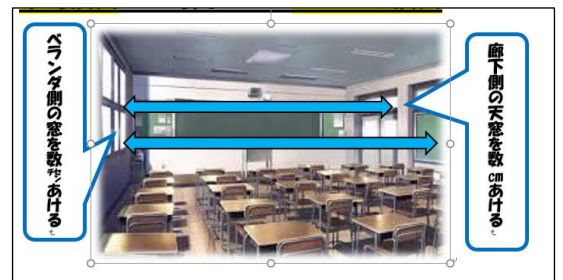
免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

1) 換気の徹底

- ・ 原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。（空調使用時においても換気は必要）
- ・ 天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・ 衣服等による温度調節にも配慮する。



2) 身体的距離の確保

- ・ 児童生徒の座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

3) マスクの着用

学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。
なお、マスクを着用しない場合においては、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。
なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。

(2) 校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応（令和2年4月3日付2教保第10号等通知参照）

① 児童生徒が感染者となった場合

- ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、保健所の調査に協力する。
- イ 学校は、当該児童生徒が治癒するまで出席停止とし、濃厚接触者となった児童生徒

については、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅等で健康観察を行う。
感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。(可
能であれば治癒証明書)

ウ 県教育委員会(設置者)は、保健所への調査協力や施設の消毒等のため、当該学校
を臨時休業とする。

エ 県教育委員会(設置者)は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。

- ・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置
- ・学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応(健康状況把握、消毒等)が適

切に実施

② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合

ア 保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校に情報提供があった場合、
当該学校は県教育委員会(設置者)に情報提供する。

イ 学校は、当該児童生徒を保健所が指定する期間出席停止とし、自宅等で健康観察
を行う。

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とし、サービス上の取扱いは特別休暇とする。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等につ いて

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)の中には、
呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療
的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校
の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体
制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基
礎疾患児」という。)についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をす
る。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生
徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出
席しなくてもよいと認めた日(出席停止として記録)」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症
状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対
策を行う。また、自身の家族に発熱等の風邪症状があるときには、医療的ケア児や基
礎疾患児が在籍する学級の教室には入らないようにする。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる
場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室

内で学 習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

① 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

② 県外

県の基本的対処方針により対応する。

2 学校給食（昼食）に関すること

(1) 以下の事項を徹底する。

・ 食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。

- ・ 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- ・ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ・ 対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- ・ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

(2) 配膳時での感染防止の工夫

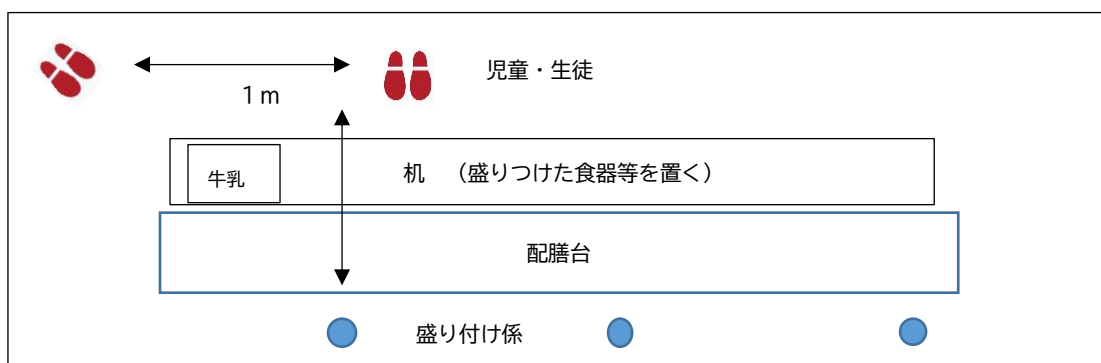
- ・ 健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢など）
- ・ 清潔なエプロン・マスクを着用する。
- ・ コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。（片付け時も同様にする）
- ・ 配膳中の会話を控える。
- ・ 短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。

（例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等）

(3) 配膳方法の工夫（学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する）

- ・ 児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。

（配膳のイメージ）



- ・ 間隔を1m以上空ける。テープ等で床に印をつける。
- ・ 配膳台の前に机を置いて、盛り付け係と児童生徒の距離を1m以上空ける。
- ・ 盛り付け係の間隔は、できるだけ離れて立つ。

(4) 片付け時の工夫

- ・配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔（最低1 m）を空ける等、密集を避ける。
- ・残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

3 公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

- (1) 教職員が感染した場合
- (2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
- (3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合
- (4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
- (5) 教職員が検疫法による停留や、感染症予防法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
- (6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

4 その他

(1) 定期健康診断について

- ・健康診断項目のうち、心疾患に係る検診及び結核検診、腎臓検診は、突然死の防止や感染症予防等生命に関わるものであることから、集団感染のリスクを下げる工夫をしてなるべく先行して実施する。（4月10日付け文部科学省事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく健康診断の実施について」（5月1日付け2教保第50号）を考慮し、実施できる体制が整い次第行う。
- ・宿泊を伴う行事や対外運動競技等については、定期健康診断終了後に実施する。

(2) 学校内で体調不良となった児童生徒への対応

- ・保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
- ・体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。
- ・帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。
- ・室内の換気を徹底する。（15分間隔）
- ・保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。
- ・ベッドの配置は、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテンを設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないように工夫する。

- ・ リネンについては、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。

(3) 学校図書館の本の貸し出しについて

- ・ 図書館に出入する際には必ず手洗い（アルコール消毒含む）を行う。
- ・ 読書前後の手洗いと読書中のマスクの着用を徹底する（各ページにウイルスが残存している可能性を考慮）
- ・ 本はピーコートなど劣化を防ぐ処置を施し、返却時に、表面などを可能な範囲で消毒（次亜塩素酸等）を行う。
- ・ 館内の換気を徹底する。

(4) サーベイランス・情報収集

- ・ 感染症情報システムへの入力を実行。また、地域の風邪症状の把握や県が HP に掲載する感染症情報などから感染状況を把握し、早期に感染予防対策を検討する。

(月) 新型コロナウイルス感染症についての健康チェックカード

(別紙)

年 組 氏名

朝の体調について、今日の日付の欄に○をしてください。ご家族の検温等、健康状態の確認にもご協力をお願いします。

①～⑦に○がつかない場合は登校し、カードを学校へ提出しましょう。

体調はいいですか？	日 付						
	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
① からだがだるい からだがおもい							
② 息苦しさがある (いつもとちがうくるしさ)							
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある							
④ 頭痛がある							
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある							
⑥ においや味を感じない							
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる							
⑧ ⑦に該当する方の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン							

体調はいいですか？	日 付						
	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
① からだがだるい からだがおもい							
② 息苦しさがある (いつもとちがうくるしさ)							
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある							
④ 頭痛がある							
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある							
⑥ においや味を感じない							
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる							
⑧ ⑦に該当する方の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン							

別紙2 各教科等の指導における感染症対策について

1 共通事項

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と交流する場合、電話やFAX、Web会議システム等を活用する。
- (4) 室内で児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習は、年間の指導順序を変更する。また、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画を立案する。

2 音楽科

- (1) 室内で児童生徒が近距離で行う歌唱指導や集団での合奏等、身体の接触を伴う活動等の年間の指導順序を変更し、楽曲を聞く、曲を創作するなどの活動を優先して行う。
- (2) 動画を活用して、歌唱や楽器の指導を行う。
- (3) 音楽室では人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

3 家庭科、技術・家庭科

- (1) 集団で行う調理実習等は、年間計画の後半に変更する。または、動画で調理方法を説明し家庭で実践して、レポート作成や調理の撮影をし、教室などで見合う。
- (2) なるべく座学の授業を優先的に行う。
- (3) 向かい合う活動にならないようにし、同じ方向を向いて実施する。換気を十分に行う。
(調理実習・裁縫・技術)
- (4) 実習室だけでなく教室でもできる活動は児童生徒を2つのグループに分けて行う。指導が必要な場合は書画カメラや電子黒板などを活用する。

4 体育科、保健体育科

- (1) 児童生徒が密集する運動や近距離で絡み合ったり接触したりすることが多い運動等は、年間の指導順序を変更し、個人でできる種目やネットを挟んだ種目などを優先して行う。
(例)・陸上―間隔を取り、短・長距離走及びハードル走などの走運動と走り幅跳び及び走り高跳びなどの跳運動。
リレーについては、バトンを使用しないなどの工夫。
 - ・ダンス―体育館をいくつかのグループに分け、個人で演技。動画を撮影し見合う。
 - ・テニス、卓球、バドミントン―用具を共有せず、シングルで対戦。
- (2) 可能な限り授業を屋外で実施する。ただし熱中症に注意する。集合、整列する際は児童生徒の間隔を十分に確保する。
- (3) 体育館等では、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

5 職業科（実習）

- (1) パソコンを使う実習は、向かい合わせにならないようにレイアウトを変更して行う。（商業）
- (2) 同じ器具を使う場合は、手洗いを徹底し、適切に消毒する。（商業・工業・農業）
- (3) 屋内での実習作業は密にならないように人数を制限し、換気を十分にしている。（工業・農業）
- (4) 見学することも学習と捉えて、実習の様子をライブ映像で流し、教室で見学する。（授業の後半、または時間を決めて交代で行う）

別紙3 学校行事等の実施について

1 基本的な考え方について

- (1) 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものである。それぞれの行事の意義や必要性を確認しながらも、感染拡大防止の観点から、リスクの高い活動を回避する対策を講じる。
- (2) なお、感染拡大防止のための措置を講じてもなお、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

2 主な行事等における具体的対応

- (1) 文化祭
 - ・学校外から不特定多数の来校者があり、児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、一斉休業により準備期間も十分確保できていないことから、中止又は延期、あるいは開催方法等を工夫して開催する。
 - ・開催方法等を工夫して開催する場合（規模を縮小した発表会形式での開催、ICTを活用した開催方式の工夫等）は、十分な感染回避のための対策を講じる。ただし、この場合も、当面の間、一般公開、模擬店等は感染リスクが高いことから実施を見合わせる。
- (2) 体験入学
 - ・中学生にとって、高校選択のために重要かつ貴重な機会であることから、実施の方向で検討する。ただし、中学校の夏季休業短縮、文化祭実施時期等に配慮し、7月に予定している場合は、原則として9月以降に延期する。
 - ・開催に当たり、多数の参加者が予想される場合は、午前・午後の開催、複数日開催、多人数が一堂に集まらない等の対策を講じる。
- (3) 進路説明会、企業説明会、職場見学など
 - ・3年生（定時制・通信制については4年生）の進学、就職など進路選択に直接関連する行事、活動等については、その意義と重要性を考慮し、十分な感染回避のための対策を講じた上で実施する。
- (4) 修学旅行
 - ・児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、移動に伴う感染リスクが高いことから、当面の間、実施を見合わせるが、教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく、延期や旅行先の変更等を検討する。

別紙4 部活動について

1 段階的な再開

再開当初は、心身の状況を十分に踏まえて慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。特に6月14日までは心身のパフォーマンスを段階的に回復させるため、活動は平日のみに実施する。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期 間	6月7日まで	6月8日から14日	6月15日から21日	6月22日以降
期分け	準備期	練習再開期	適応期	
目 的	体幹の強化 活動準備	体力・技術練習の アイドリング期	基礎体力の再構築 技術練習	基礎体力の向上 技術練習
強 度	40%程度	50%程度	70%程度	80%程度
活動時間	30分程度	60分まで	90分まで	90分まで

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染防止対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ア 児童生徒本人と保護者に活動計画、内容等を周知した上で、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。
- イ 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ウ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。その場合、感染リスクの高い活動（密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動）の実施は慎重に検討する。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

- ア 部活動で使用する用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。

- イ 共用を避けることが難しい用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）を使用する場合は、活動中・活動後にこまめに手洗い、消毒等をする。

例1 練習メニュー毎にボールの消毒及び手指の消毒又は手洗いをする。

例2 こまめに床の清掃をする。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ア 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。
- イ 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは

広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

ウ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) 対外運動競技、合同練習会、合同発表会等について

ア 健康診断を実施し、児童生徒の健康状態が把握できるまでは対外運動競技等に参加しない。

イ 当面の間、児童生徒の感染リスクや活動不足による怪我等のリスクを避けるため以下の活動は行わないこととする。

- ・他校との練習試合や合同練習会、県内外遠征、合宿
- ・不特定多数の人が集まるような発表会、演奏会等

(6) その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。

別紙5 児童生徒の心のケア等について

教育相談係や生徒指導係等が中心となり、学校再開後、早い段階で心のケア等の取組を進めましょう。

1 子ども自身がチェック票に記入（チェック法）：【資料1】

すべての子どもが、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられます。そこで、学級担任等が、「心と体のチェック票」（資料1）を活用して、心身の健康状態の把握を行いましょ。心の中にある心配事を記入することができるよう落ち着いた雰囲気で行いましょ。

子どもたちへチェック票を配布し、チェック項目の内容を説明するなどしながら回答を進めていしましょ。記入が困難な子どもについては、担任が聴き取って記入したり、かわりのある職員や保護者が記入したりするなど実情に応じて工夫しましょ。

チェック票回収後、学級担任等はチェック票から、一人一人の子どもの様子をつかみましょ。（学級担任のみに任せることなく、学年や全職員によるチーム体制で実施）

2 子どもから直接聴き取る（聴き取り法）：【資料2】

個別面談等の時間を設定し、チェック票の気になる点などを本人から直接聴き取りましょ。その際は、「児童生徒聴き取り票」（資料2）を活用して、担任や子どもが相談しやすい先生が、詳しく聴き取った子どもの様子を記録しておきましょ。

子どもの心身の状況を理解するためには、積極的に関心をもって注意深く聴くことが必要です。その時、言語メッセージだけでなく、非言語（表情、しぐさ、声の調子）から、言葉の背後にある感情を受け止めて共感することが大切です。

また、「あいづち」、「うなずく」、「繰り返したり要約したりする」、「感情を言い換えたり、質問したりする」という傾聴の技法を用いることが有効です。ここで見えてきた子どもの気もちや考えを尊重し、安心感を得ることができるようにしましょ。そのためには、教職員が、子どもの考えや感情をそのまま受け止める態度や姿勢を示すことが大切です。

3 情報を共有、必要に応じて専門家と連携して支援にあたる：【資料1、資料2】

チェック票や聴き取った情報は、養護教諭、教科担任、学年会等で共有しましょ。気になる子どもについては管理職に連絡し、支援会議等を開催して支援の方針を確認しましょ。また、保護者との個別懇談を早期に実施して、詳しい状況を確認し、学校と家庭で協力して取り組める支援について検討しましょ。

登校できない子どもに対しては、電話連絡や家庭訪問等を行い、家庭の状況や健康状態の把握に努めましょ。チェック票を家庭で子どもに書いてもらい、支援の資料とすることも考えてみましょ。

相談機関・医療機関、SCやSSW等の専門家の支援が必要と思われる場合は、保護者や子どもと話し合い、相談窓口や医療機関の紹介等を行うとともに、専門家と連携して継続的な支援を進めましょ。

【引用・参考文献等】

- ・「子どもの心身のケアハンドブック～いつもと違う子どもの言動に気を配る～」：新潟市教育委員会：2020.4
- ・「家庭で過ごす期間の子どものストレスとその対応～保護者・教職員向け～」：早稲田大学教育学部：本田恵子：令和2年
- ・「子供心のケアーサインを見逃さないためにー」：文部科学省：平成26年

小学生用

こころ からだ ひょう
心と体のチェック票

自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまると思
う番号に○をつけてください。

1 : 全くあてはまらない 2 : あまりあてはまらない 3 : ややあてはまる 4 : よくあてはまる

1	心配でいらいらしておちつかない	1	2	3	4
2	むしゃくしゃして乱暴になった	1	2	3	4
3	たくさん手を洗っても心配だ	1	2	3	4
4	よく眠れない	1	2	3	4
5	頭やおなか痛くなる	1	2	3	4
6	だれかが「せき」をすると怖くなる	1	2	3	4
7	仲良しの友だちでもさわられるといやな感じがする	1	2	3	4
8	悲しかったことの夢を見る	1	2	3	4
9	こわいことを思い出す	1	2	3	4
10	ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする	1	2	3	4
11	たくさん人がいるところが怖い	1	2	3	4
12	すぐにわすれたり、思い出せなかったりすることがある	1	2	3	4
13	家にいるとおちつかない	1	2	3	4

※ 今の気持ちを書いてみましょう。絵でかいてもいいですよ。

※ 気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか？【 先生】

中学生・高校生用

心と体のチェック票

年 組 番 名前

自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまると思う番号に○をつけてください。

1：全くあてはまらない 2：あまりあてはまらない 3：ややあてはまる 4：よくあてはまる

1	心配でいららして落ち着かない	1	2	3	4
2	気持ちがむしゃくしゃしている	1	2	3	4
3	たくさん手を洗っても心配だ	1	2	3	4
4	眠れなかったり、途中で目が覚めてしまったりする	1	2	3	4
5	身体がだるく感じる	1	2	3	4
6	誰かが「せき」をすると怖くなる	1	2	3	4
7	仲良しの友だちでも触られるといやな感じがする	1	2	3	4
8	悲しい気分になる	1	2	3	4
9	不意に怖いことを思い出す	1	2	3	4
10	ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする	1	2	3	4
11	たくさん人がいるところが怖い	1	2	3	4
12	勉強に集中できない	1	2	3	4
13	家にいると落ち着かない	1	2	3	4
14	時々、自分を傷つけたくなる	1	2	3	4
15	悩みを相談できる友だちがいない	1	2	3	4
16	新型コロナウイルスのせいで不幸になったと思う	1	2	3	4

※ 今の気持ちを書いてみましょう。

気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか？【 先生】

【教職員用】児童生徒聴き取り票

資料2

年 組 番 名前

質問項目	聴き取った内容
1 食欲がないときがありますか	
2 眠れないことがありますか	
3 からだの面で、どこか調子が良くないなあと最近感じることがありますか ・おなかや頭が痛い、皮膚や目がかゆい等の身体症状	
4 気持ちの面で、落ち着かなかったりイライラしたり落ち込んだりすることが最近ありますか	
5 学校生活や家庭生活上で、最近悩んでいることや困っていることがありますか	
その他（子どもの表情、しぐさ、声の調子など）	

【聴き取った内容により、支援の緊急性を検討しましょう。】

（裏面：語り掛け例等）

児童生徒聴き取り票

【教職員語りかけ 例】

- 久しぶりに〇〇さんに会えてよかった。先生、うれしいよ。
- ずっと家にいなくてはいけなくて、友だちと会えなかったり、思う存分身体を動かすことができなったりして、つらかったね。
- やっと学校生活が再開したけれど、今の気持ちはどうかな。うれしい気持ちもあるかもしれないし、ちょっと心配な気持ちもあるかもしれないね。
- ここ1週間くらい〇〇さんの心と体の様子や学校が再開しての今の気持ち、困っていることがあれば先生に話してくれるかな。心配なことがあれば一緒に考えていくよ。
- 聴き取りが終わったら、「話してくれてありがとう、困ったことがあったらいつでも聞くからね」等のあたたかな一声をかけましょう。

※ 質問項目とあわせて、事前に児童生徒が書いた「心と体のチェック票」で気になる点等を本人から詳しく聴き取り、相談に乗りましょう。

※ 相談内容によっては、学級担任には話しにくいというケースもあります。児童生徒の話しやすい先生等を確認して、児童生徒が確実に悩みを相談できるようにしましょう。

※ 児童生徒によっては、抱える悩みを言葉では表現できないケースもあります。保護者と連携して情報を共有しながら支援の必要性を検討しましょう。

別紙6 特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等の課題を抱えていることから、以下に留意し教育活動を進める。

1 スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせる
- ③ 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
- ④ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ⑤ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑥ 多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
- ⑦ スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

2 障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

(1) 視覚障がい

- ① 児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
- ② 触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いをを行うこと
- ③ 点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること

(2) 聴覚障がい

- 指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること

(3) 知的障がい

- ① 障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
- ② 自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと

(4) 肢体不自由

- スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと

(5) 病弱

- 児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

3 身体的接触を伴う場面での配慮

(1) 食事・歯磨き・着替え等

- ① 原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと
- ② 児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること

(2) トイレ支援

- 児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること

(3) 移動

- 児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと
- なお、(1)～(3)の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

4 寄宿舎における留意事項

(1) 舎室等

- ① 部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること
- ② 同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ2m（最低1m）の間隔を

とるよう配慮すること

(2) 洗面・食事・入浴等

- ① 洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること
- ② 食事の際は、1 m以上の間隔をとり、向かい合わないように座席を配置し、配膳は職員が行うこと
- ③ 入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること

5 その他

(1) 自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行うこと

(2) 交流活動

- ① 学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、当面の間、行わないこと
- ② 個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

(3) 就労支援

- 現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

(4) 教育相談

- 来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、参加人数を必要最小限で行い、体験活動は行わないこと

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」への
本県の対応について

1 文部科学省の地域の感染レベルと長野県の感染警戒レベル

(国) 専門家会議	(文科省) 地域の感染レベル	(参考)(長野県)感染警戒レベル
<p>「特定警戒都道府県」 【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断</p>	<p>レベル3 <u>生活圏内の状況が「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域</u> (罹患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者を劇的に抑え込む地域)</p>	<p>レベル3 「域内まん延期」 ①レベル2の①又は②に相当する事例が多数発生(概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は2件とする) ②クラスターが複数発生</p>
<p>「感染拡大注意都道府県」 特定(警戒)都道府県の指定基準を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる</p>	<p>レベル2-① <u>生活圏内の状況が「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域</u>(特定警戒都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)</p>	<p>レベル2 「域内感染発生期」 ①感染経路が特定できない者が発生 ②単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が特定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生</p>
<p>「感染観察都道府県」 新規感染者が一定程度確認されるものの、「感染拡大注意都道府県」の基準には達していない</p>	<p>レベル2-② <u>生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域</u></p> <p>レベル1 <u>生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの</u>(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準に達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)</p>	<p>レベル1 「域内発生早期」 感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態</p>

2 本県の感染状況

全域において 長野県の感染警戒レベル1であることから、文部科学省の地域の感染レベル1に相当すると判断される。

3 県立学校再開ガイドラインの考え方

- (1) 分散登校から通常登校に切り替えるに当たっては、感染リスクを可能な限り低減し、学校における「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図る観点から、まずは、文部科学省マニュアルのレベル2の行動基準を参考として、教育活動を進めるものとする。
- (2) その上で、概ね2週間程度を目途に、感染状況や「新しい生活様式」の定着状況を確認し、本ガイドライン及び細目について必要な見直しを検討する。